

調停の成立について

次のとおり調停を成立させる。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

1 事件名

藤沢簡易裁判所平成27年（ノ）第22号損害賠償請求調停事件

2 当事者

申立人



ほか2名

相手方 藤 沢 市

3 調停の内容

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件学校事故による損害賠償債務として、既払金17,148,381円を除き、49,694,603円の支払義務があることを認める。
- (2) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- (3) 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間に、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 調停費用は、各自の負担とする。

4 事案の概要

2011年（平成23年）4月26日午後5時頃、藤沢市立明治中学校グラウンドで申立人が野球部の練習中、後方約1.5mに設置してあった可動式スチール製防球ネットが風にあおられ倒れ、枠部分が申立人の頸部を直撃し、環軸椎亜脱臼等の損害を負ったことによる損害賠償を求める調停が、2015年（平成27年）2月27日に申し立てられたもの

提案理由

本事案に係る調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提出する。